

4熊情審第10012号
令和5年3月31日

熊取町長 藤原 敏司 様

熊取町情報公開審査会
会長 森口 佳樹

答申書

情報公開条例（平成10年条例第28号。以下「条例」という。）第17条の規定により、熊取町長（以下「実施機関」という。）から諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

第1 審査会の結論

実施機関が、令和3年12月17日付3熊保育第2207-18号により行った、不存在決定処分（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 公開請求

審査請求人は、条例第5条第1項の規定に基づき、令和3年12月3日に、実施機関に対し、次の本件対象文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

・町立保育所民営化移管先事業者選定委員会事務において、熊取町が作成、入手、使用等した情報のうち、法令、条例等に抵触しているおそれのある情報。なお、文書作成時に法令、条例等に抵触していなくても、事務を進めた結果、法令、条例等に抵触しているおそれのある情報を含む。

2 本件処分

実施機関は、本件公開請求に対し、条例第11条の規定より本件処分を行い令和3年12月17日付3熊保育第2207-18号で審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、令和4年1月21日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）により、実施機関に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張

審査請求人が、審査請求書及び意見書によって、本件処分に関して主張する内容を要約するとおおむね次のとおりである。

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消す及び同条例に規定する公開請求に対する決定等を改めて行うとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人は、次の理由から少なくとも保育課が所掌する個人情報取扱事務登録簿（個人情報取扱事務の名称「町立保育所民営化移管先事業者選定委員会事務」）（以下「当該登録簿」という。）が情報公開請求の対象となる情報に該当すると考え、本件処分は不当であり、その取消し及び公開決定等を改めて求めるというものである。

- (1) 当該登録簿作成時においても変更時においても個人情報保護規則第5条の規定による告示が行われていない。
- (2) 個人情報保護条例第6条第1項に規定する町長への届出をあらかじめ行っていない。町長への届出は、実務上、広報公聴課が受けているとのことであるが、広報公聴課が当該登録簿の存在を認知した日は令和2年10月19日であり、町長への届出をあらかじめ行っていない。
- (3) 当該登録簿は平成30年4月1日付けで作成され、一般の縦覧に供されているはずであるが、令和2年4月17日時点の広報公聴課が作成した一覧表に記載がなく、保育課が町立保育所民営化移管先事業者選定委員会事務により収集した個人情報について個人情報を収集する前に当該登録簿が一般の縦覧に供された事実を確認できるものがない。
- (4) 保育課は、個人情報を収集する前に町長への届出も一般縦覧に供してもいない。
- (5) 当該登録簿が令和2年10月19日に変更されているものの、選定事務における受付期間は令和2年8月19日から9月18日までであり、変更前の当該登録簿を根拠として応募事業者から個人情報を収集している。さらに、変更前に記載されている個人情報の対象者の範囲は「委員」であり、応募事業者から個人情報を収集したことは個人情報保護条例第6条第1項の規定に抵触するものである。

3 実施機関の弁明に対する反論

町が主張する条例制定当時の告示とは公告式条例第2条第1項に基づく「条例を公布しようとするとき」の告示のことであり、これは個人情報保護規則第5条に規程する告示ではない。同規則に基づく告示をする趣旨は登録簿を一般の縦覧に供すにあたって、告示を同時に行うことにより、より広く住民に周知させるためであると解されると考える。事実、これまで登録簿は住民情報コーナーにおいて一般の縦覧に供されてきたが、登録簿の一覧も存在せず、かつ課ごとにファイリングされた状態で縦覧されていたため、新たに登録簿が作成されても住民は容易に知ることはできない状態であった。これでは個人情報保護条例の目的である「個人の尊厳の確保と住民の基本的人権の擁護に資すること」を達成することは困難であり、これを担保するのが同規則に基づく告示であると考えるのが妥当である。

第4 実施機関の主張

実施機関が、情報不存決定通知書、諮問書及び審査請求に対する理由説明書によって主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

1 弁明の趣旨

本件処分は、妥当であるとの裁決を求める。

2 審査請求に対する弁明

(1) 審査請求人がいう当該登録簿については、既に審査請求人に公開済みの決裁文書で示す決裁処理を経て、平成30年4月1日登録として、一般の縦覧に供しており、その適正な登録簿に基づき個人情報を取り扱っているため、情報公開請求という法令、条例等に抵触するおそれのある情報は存在しないものとした。

(2) 個人情報保護規則第5条に規定の告示については、条例制定当時に告示を行っているが、行政が取り扱う個人情報は多岐にわたるため、登録簿の変更等も頻繁に発生することが多いことから、都度の告示は行っていない。当初の告示をもって足りるため、変更の告示は不要と考えている。

(3) 登録簿については、該当する場合に作成し一般に縦覧することが目的かつ目標である。よって、平成30年3月30日付けの決裁文書のとおり、決裁処理を経て一般の縦覧に供している。

(4) 保育課としては、最終目標である一般の縦覧に供することが最重要かつ最優先と考え、決裁後は、恐らく広報公聴課を介さずに、直接的に保育課が住民情報コーナーで縦覧に供するように配架したと考えている。よって、縦覧に供したことをもって目的を達成したと考え、以降は一覧表への掲載の報告を遺漏したと考えられる。

(5) 個人情報保護条例第7条第4項に規定する届出については、保育課が行っていないことは事実であり、それを肯定したうえで、令和3年6月7日に実施の情報開示での審査請求人との面談において、個人情報保護条例所管部局より、今時点からでも届出を行い、無届での状況を放置し続けないよう是正することを申し出て、同年6月30日付けで届出を行ったものである。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件処分の当否につき審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、条例第1条で定めるように、住民の知る権利の保障と公正で開かれた町政を推進するとともに、町の住民に対する説明責任を果たすことにより、住民と町との信頼関係を深め、もって地方自治の本旨に即した住民主体の町政を実現することを目的とする。

したがって、条例の解釈及び運用は、条例第3条で明記するように、情報の公開を請求する住民の権利を十分保障する見地から行われなければならない。

しかしながら、条例はすべての公文書の公開を義務づけているわけではなく、条例第6条及び第7条において、公開請求に係る公文書に同条各号のいずれかに該当する情報が記載されている場合は、実施機関の公開義務を免除している。もちろん、この条例第6条及び第7条が定める情報のいずれかに該当するか否かの具体的判断に当たっては、当該各号の定め趣旨を十分に考慮しつつ、条例の上記理念に照らし、かつ公文書の公開を請求する住民の権利を十分尊重する見地から、公開するか否かの判断を厳正にしなければならない。

2 争点について

審査請求人は、町立保育所民営化移管先事業者選定委員会事務の登録簿が、チェックしていない項目から個人情報を収集していること、登録簿を収集後に変更していること、また、告示していないこと、本人以外からの個人情報収集届出書を事後に提出していることが条例等に抵

触していると主張している。

実施機関は、審査請求人が主張する当該登録簿については、既に審査請求人に公開済みの決裁文書で示す決裁処理を経て、平成30年4月1日登録として、一般の縦覧に供しており、その適正な登録簿に基づき個人情報を取り扱っているため、情報公開請求にいう法令、条例等に抵触するおそれのある情報は存在しないと主張しており、審査請求人が情報公開請求する情報が存在しているか否かが争点である。

3 本件処分 of 妥当性について

本件対象文書は、「町立保育所民営化移管先事業者選定委員会事務において、熊取町が作成、入手、使用等した情報のうち、法令、条例等に抵触しているおそれのある情報。なお、文書作成時に法令、条例等に抵触していなくても、事務を進めた結果、法令、条例等に抵触しているおそれのある情報を含む。」であるが、本件処分の審査にあたり、改めて保育課に対し情報不存の確認調査を行った。調査は、どのような確認（調査）を行った結果、情報不存という結論に至ったのか、確認（調査）方法と結果を記入するものであり、文書、電磁的記録を対象としてすべて調査している。

本件対象情報に関して、実施機関の回答は、「不存」という内容であり、さらに総務課において該当情報の有無を確認したものの該当する情報は無いとの結果であった。

なお、審査請求人からの補充意見書における主張（①条例制定当時の告示に関する主張、②変更の告示の要否に関する主張）については、告示の手続の是非を問うものといえ、当審査会の審査の対象外であり、判断すべき内容とは認められない。

そのため、情報が存在しないことにより公開請求を拒否した不存決定は、妥当である。

4 結論

以上の理由により、当審査会は、冒頭「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 答申にいたる経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和4年1月28日 諮問書の受理
- ② 令和4年2月15日 理由説明書の写しを受理
- ③ 令和4年3月10日 審査請求人から意見書の受理
- ④ 令和4年3月30日 審議（審査請求人、実施機関の口頭意見陳述）
- ⑤ 令和4年5月12日 情報不存決定再調査
- ⑥ 令和4年6月10日 審議
- ⑦ 令和4年8月25日 審議
- ⑧ 令和5年3月13日 審査請求人より補充意見書受理
- ⑨ 令和5年3月31日 実施機関へ答申

第7 審査会委員

実施機関の諮問を受けて審査を行った審査会委員は、以下のとおりである。

氏名	役職名	備考
森口 佳樹	大学教授	会長
西野 弘一	弁護士	副会長

清弘 正子	大学准教授	
栗飯原 和宣	人権協会会長	
橋本 匡弘	弁護士	